

さいたま市建設キャリアアップシステム活用モデル工事の試行に伴う Q&A

1 建設キャリアアップシステム（CCUS）活用工事の試行について

Q1-1) 建設キャリアアップシステムとはどのような制度ですか。

A1-1)

建設キャリアアップシステムとは、現場に従事する技能者の入場管理や処遇改善等に活用することを目的とし、就業履歴や技能レベル等を業界横断的に登録・蓄積するためのデータベースシステムのことをいいます。

蓄積された情報をもとに、最終的にはそれぞれの技術者の評価が適切に行われ、処遇の改善に結びつけること、さらには人材育成に努め、優秀な技術者を抱える専門工事業者の施工能力を見えるようにすること、また本システムが人材の育成評価に係る横断的な仕組みとなることを目指しています。

システムの運営は（一財）建設業振興基金が行っています。

▼令和8年4月1日修正

Q1-2) 対象工事について教えてください。

A1-2)

さいたま市が発注する原則全ての建設工事を対象とするものとします。

ただし、緊急対応が求められる工事や、発注者が活用工事になじまないと判断した工事は対象外とすることができます。

なお、実工期が 30 日未満の工事であっても、複数の技能者で就業履歴情報登録が可能なため、工事成績評定点での加点が可能です。（詳細は Q3-3-1 参照）

▼令和8年4月1日修正

Q1-3) 発注者がモデル工事になじまないと判断する工事について教えてください。

A1-3)

緊急対応工事で各種登録が困難であると判断されるものが想定されます。ただし、緊急対応工事においても、登録が可能な場合もありますので、積極的な活用をお願いします。

Q1-4) 試行内容について教えてください。

A1-4)

受注者は、モデル工事として CCUS を活用する場合には、試行内容と達成目標等を施工計画書に記載し発注者に提出してください。

試行内容については以下のとおりです。

(1) 事業者登録

元請事業者の登録を完了すること。

(2) 技能者登録

元請事業者又は下請事業者のうち 1 名以上の技能者の登録を完了すること。

(3) 管理者 ID 登録

元請事業者が現場管理者の登録を完了すること。

(4) カードリーダー設置

カードリーダー又は就業履歴情報の登録のための顔認証カメラや顔認証型のリーダーを設置すること。

(5) 就業履歴情報登録

技能者登録の対象者の就業履歴情報を登録し、その情報の蓄積を30日以上行うこと。

受注者は、CCUSの活用にあたっては、システムの運用主体である（一財）建設業振興基金が作成する「建設キャリアアップシステム現場運用マニュアル」等に基づき、適正に実施してください。

なお、受注者は、不測の事態等によりCCUSが活用できなくなった場合には、変更施工計画書を作成し、その旨を速やかに発注者に報告してください。

▼令和8年4月1日修正

Q1－5）施工計画書の記載例を教えてください。

A1－5）

土木工事の場合は、記載例を参考にその他欄に追記してください。

建築工事の場合は、記載例を参考に項目を追記してください。

｜記載例｜さいたま市建設キャリアアップシステム活用モデル工事の試行について

（実施する場合）本工事は、さいたま市建設キャリアアップシステム活用モデル工事試行要領に基づき、モデル工事を試行するため、以下のとおり試行内容と達成目標を示す。

(1) 事業者登録

元請事業者の登録を完了する。（元請事業者の登録は完了しているため、事業者登録完了メールの写しを添付する。）

(2) 技能者登録

元請事業者（又は下請事業者）のうち●名の技能者の登録を完了する。（元請事業者の技能者の登録は完了しているため、技能者登録完了メールの写しを添付する。）

(3) 管理者 ID 登録

元請事業者が現場管理者の登録を完了する。

(4) カードリーダー設置

カードリーダー（又は就業履歴情報の登録のための顔認証カメラや顔認証型のリーダー）を設置する。

(5) 就業履歴情報登録

技能者登録の対象者の就業履歴情報を登録し、その情報の蓄積を30日以上行う。

※元請事業者の事業者登録済みの場合など、実情を踏まえて記載してください。

（実施しない場合）○○○○○○のため、建設キャリアアップシステム活用は行いません。

※実施しない場合の例を示しておりますが、CCUSの取組の趣旨をご理解いただき、極力活用に努めてください。

Q1-7) 受注者が試行しない場合のペナルティはありますか。

A1-7)

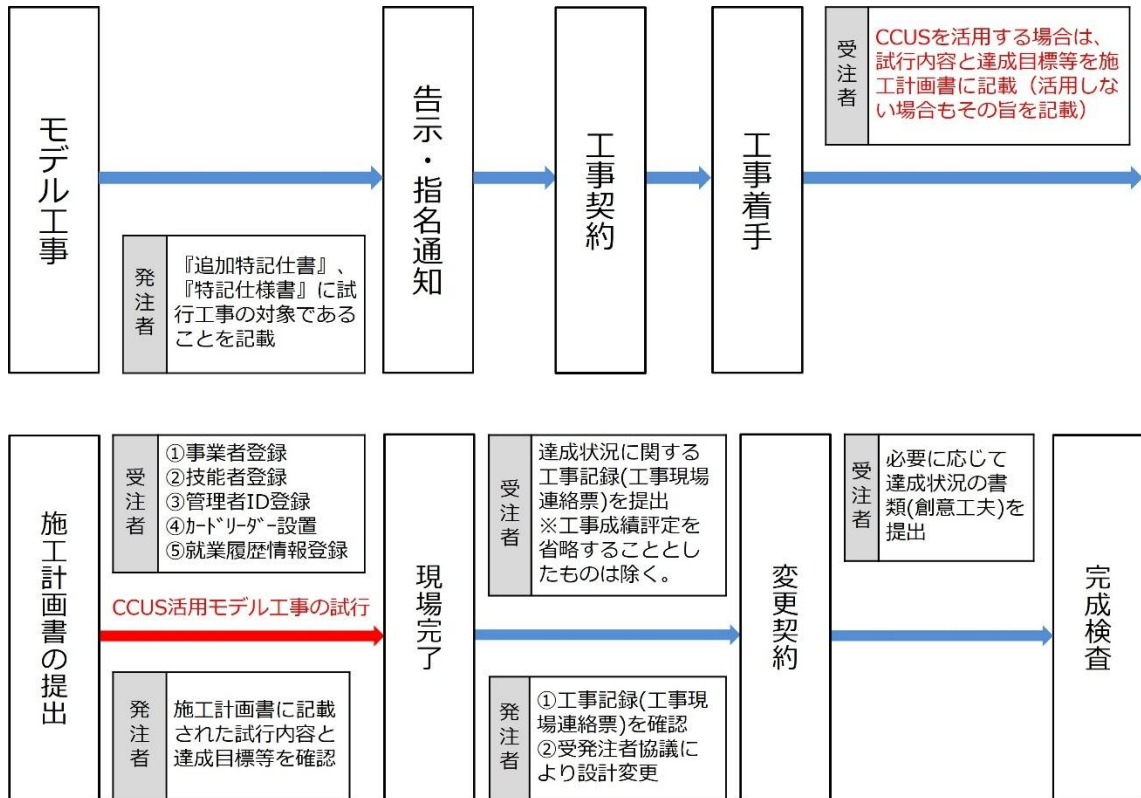
ペナルティはありません。

▼令和8年4月1日修正

Q1-8) 試行の進め方について教えてください。

A1-8)

以下のフローにより試行を進めてください。



Q1-9) インセンティブについて教えてください。

A1-9)

工事成績評定の加点をします。以下の評価対象項目の(1)～(5)まで全てを達成した場合に、成績評定要領の評価項目「5. 創意工夫」において1点加点します。

※工事成績評定の加点は、得点割合0.4を乗じた点数となります。

評価対象内容	評価基準	加点(※)
(1) 事業者登録	(1)～(5)の全ての基準を達成している。	成績評定要領の考査項目「5. 創意工夫」において1点の加点とする。
(2) 技能者登録		
(3) 管理者ID登録		
(4) カードリーダー設置		
(5) 就業履歴情報登録		

Q1－10) 費用負担について教えてください。

A1－10)

CCUS 活用に関する以下の費用について、受発注者の協議により、支出実績に応じた金額を積上げ計上し、変更契約の対象となります。

｜カードリーダー等購入費用｜

就業履歴を登録するためのカードリーダーや顔認証型のリーダー等の購入費用（新規購入に限る）に対し費用を計上します。リースの場合は計上しません。

現場で使用するOS	費用計上の上限	台数
Windows	10,000円／台（税抜）	1 工事あたり 2 台を上限とする。
ios	30,000円／台（税抜）	

｜現場利用料｜

1 タッチ 1 0 円（1 人日・現場あたり | 税込み）の現場利用料に対し、費用を計上します。
当該現場における利用料金を対象とします。

▼令和 8 年 9 月 1 1 日追加

Q1－11) 国庫補助事業を活用する工事において、CCUS を利用してもよいですか。

A1－11)

CCUS の活用は可能です。国土交通省は、都市局所管の国庫補助事業を活用して発注する工事について、CCUS 関連費用の適切な計上を求めており、カードリーダー設置費用や現場利用料（カードタッチ費用）の取扱いを明確化しています。補助事業を活用する工事においても、積極的な活用をご検討ください。

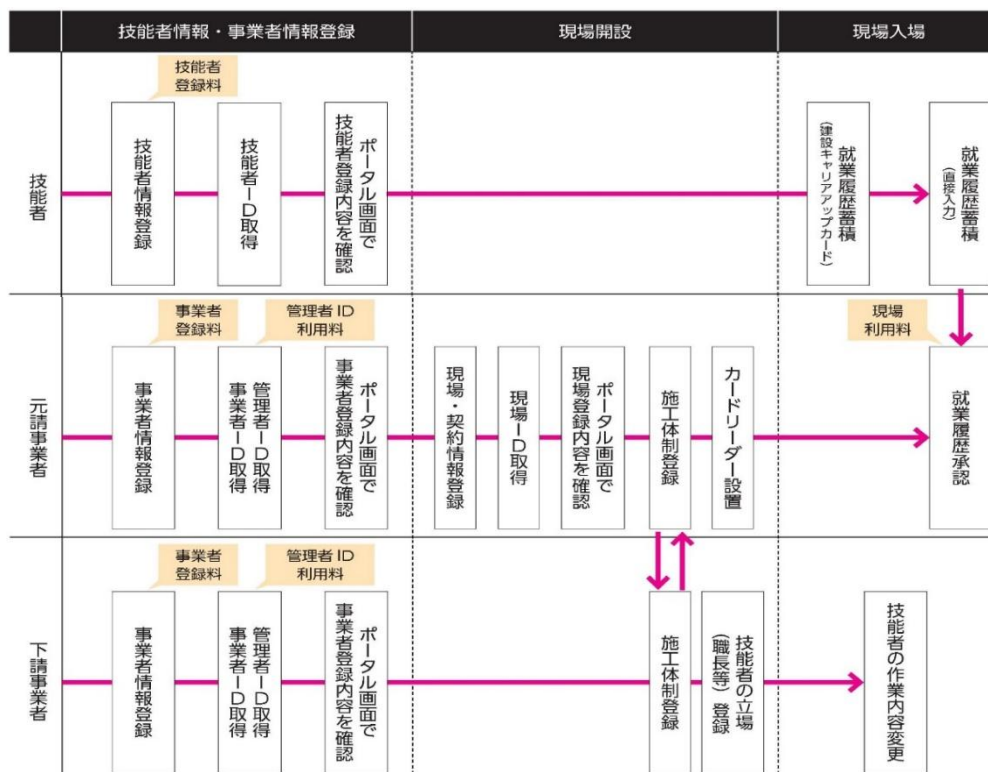
（参考）国土交通省通知 [国土交通省都市局所管の国庫補助金における建設キャリアアップシステムの活用について.pdf](#)

2 CCUS について

Q2-1) CCUS の利用手順・機能を教えてください。

A2-1)

以下のとおり利用手順・機能が示されています。



出典：建設キャリアアップシステム（一財）建設業振興基金

Q2-2) 事業者登録の申請方法を教えてください。

A2-2)

事業者登録の申請方法は以下の2つの方法があります。自社申請又は代行申請が可能です。

- (1) 建設キャリアアップシステムホームページからインターネットで申請する
- (2) 紙申請書に記入し、認定登録機関で申請する

詳細は、建設キャリアアップシステムホームページ>各種資料>登録・運用関係資料

<https://www.ccus.jp/p/document#document>

>「事業者情報登録申請書」の手引を参照してください。

Q2-3) 技能者登録の申請方法を教えてください。

A2-3)

技能者登録の申請方法は以下の2つの方法があります。ただし、顔写真付きの本人確認書類（運転免許証等）がない場合は、認定登録機関のみでの申請が可能となります。

- (1) 建設キャリアアップシステムホームページからインターネットで申請する
- (2) 紙申請書に記入し、認定登録機関で申請する（顔写真付きの本人確認書類がない場合は必ず本人持参）

詳細は、建設キャリアアップシステムホームページ>各種資料>登録・運用関係資料

<https://www.ccus.jp/p/document#document>

>「技能者情報登録申請書」の手引を参照してください。

▼令和8年9月11日修正

Q2-4) 技能者登録は2つの登録方式がありますが、どの方式を登録すればいいですか。

A2-4)

技能者登録には①「簡略型登録」と②「詳細型登録」2つの登録方式がありますが、簡略型は保有資格等の登録ができないため、レベル判定の申請ができませんのでご注意ください。技能者のレベル判定を希望する場合は、②「詳細型登録」にて登録をお願いします。

①「簡略型登録」では、氏名や現住所、社会保険、建退共制度への加入の有無などを登録

②「詳細型登録」では、技能者のレベル判定システムに必要な保有資格や健康診断の受診履歴などを登録

※①「簡略型登録」で技能者登録完了後に、任意のタイミングで②「詳細型登録」への移行可

なお、令和9年4月1日からは技能者登録方式が詳細型登録に一本化される予定です。今後新たに技能者登録を行う場合は、詳細型登録での登録をご検討ください。

(参考) [技能者登録方式の詳細型一本化に関するお知らせ](#)

▼令和4年7月11日追加

Q2-4-1) 技能者は、主任技術者等の「技術者」も対象とできますか。

A2-4-1)

技術者も対象となります。ただし、「技術者」が「技能者」として現場で従事する場合に限ります。

Q2-5) 管理者ID登録について教えてください。

A2-5)

元請事業者が事業者情報登録すると「事業者ID」と「管理者ID」が取得できます。

「管理者ID登録」とは、元請事業者が取得した「管理者ID」により「現場・契約情報」を登録するために「現場管理者」を登録することです。

「現場管理者」を登録すると現場管理者IDが付与され、元請事業者に所属する各現場の現場管理者がCCUSにログインして使用することができます。

詳細は、建設キャリアアップシステムホームページ>各種資料>登録・運用関係資料

<https://www.ccus.jp/p/document#document>

>現場運用マニュアル第4章を参照してください。

Q2-6) 現場・契約情報の登録について教えてください。

A2-6)

元請事業者は現場ごとに現場・契約情報の登録を行います。

登録する情報は「現場情報」、「契約情報」、「工事情報」の3種類があります。

現場情報 (必ず登録)	現場名、組織情報、現場連絡先、現場事務所(住所、電話番号など)、現場管理者、就業履歴蓄積期間、発注区分、有害物質の取り扱いの有無
契約情報 (必要に応じて登録)	契約工事名称、施工場所(住所、電話番号など)、発注者名、受注形態、請負金額、契約工期、労働保険番号
工事情報 (必要に応じて登録)	工事区分(建築・住宅工事、土木工事、電気・空調衛生・その他工事)、コリンス登録、建築確認番号、工事内容、工事概要・特殊条件などの自由記入

詳細は、建設キャリアアップシステムホームページ>各種資料>登録・運用関係資料

<https://www.ccus.jp/p/document#document>

>現場運用マニュアル第4章を参照してください。

Q2-7) カードリーダーはどこで購入できますか。

A2-7)

建設キャリアアップシステムホームページ>建レコ・カードリーダー

<https://www.auth.ccus.jp/KenReco/CR>

>カードリーダー購入案内・詳細情報を参照してください。

▼令和8年4月1日修正

Q2-8) 元請事業者による現場の設営について教えてください。

A2-8)

カードリーダーを設置する場合の例を示します。

就業履歴を蓄積するための就業履歴登録アプリ(建レコ)をパソコン、iPhone等に事前にインストールしてカードリーダーと接続します。

詳しくはCCUS運用マニュアル第6章をご参照ください。

[CCUS 現場運用マニュアル 第6章 「元請事業者の現場の準備」](#)

▼令和8年4月1日修正

Q2-9) カードリーダー以外で就業履歴を登録する方法を教えてください。

A2-9)

電話発信入退場登録、顔認証入退場登録、QRコード読取による入退場登録など、CCUSと連携している民間システムが開発されています。CCUSの利用料とは別に当該システムの利用料が発生します。

【参考】[一般財団法人建設業振興基金 よくある質問/No413 カードリーダーとカードリーダーを接続するパソコンを置くスペースを確保できない現場の就業履歴](#)

3 試行内容の達成状況の確認について

Q3-1) 事業者登録完了メールの写しの他に基準達成の確認できる書類を教えてください。

A3-1)

事業者ログイン画面の写し、事業者登録完了のお知らせハガキの写し、及び就業履歴一覧表（月別カレンダー）があります。

事業者ログイン画面の写しは、事業者登録完了後、CCUS にログインし、事業者情報（ID、商号又は名称、所在地）の記載された写しです。

事業者登録完了のお知らせハガキの写しは、登録事業者宛てに郵送される事業登録完了のお知らせハガキの写しです。

就業履歴一覧表は、CCUS の「帳票 2-4 就業履歴一覧（月別カレンダー）」から出力が可能です。

Q3-2) 技能者登録完了メールの写しの他に基準達成の確認できる書類を教えてください。

A3-2)

建設キャリアアップカードの写し、及び就業履歴一覧表（月別カレンダー）があります。

建設キャリアアップカードの写しを提出する際は、本人確認番号は黒塗りにしてください。

就業履歴一覧表は、CCUS の「帳票 2-4 就業履歴一覧（月別カレンダー）」から出力が可能です。

▼令和 8 年 4 月 1 日修正

Q3-3) 現場管理者 ID 登録完了メールの写しの他に基準達成の確認できる書類を教えてください。

A3-3)

CCUS の現場・契約情報があります。

現場・契約情報は、CCUS の「帳票 4-1 現場・契約情報」から出力が可能です。詳しくは CCUS 運用マニュアル第 8 章 P37 をご参照ください。

[CCUS 現場運用マニュアル 第 8 章 「情報の閲覧と出力帳票について」](#)

▼令和 4 年 7 月 11 日追加

Q3-3-1) 就業履歴情報の登録について、30 日以上蓄積する考え方を教えてください。

A3-3-1)

技能者登録の対象者の就業履歴情報の登録について、以下に事例を示します。

｜技能者登録の対象者 1 名の場合｜

A 氏

就業 30 日

｜技能者登録の対象者 2 名の場合｜

A 氏

就業 15 日

B 氏

就業 15 日

A 氏と B 氏の就業日が重複していても、A 氏と B 氏の就業日を合計し、30 日としてカウントします。

▼令和 8 年 4 月 1 日修正

Q3－4）就業履歴一覧表の出力方法を教えてください。

A3－4）

就業履歴一覧表は、CCUS の「帳票 2－4 就業履歴一覧表（月別カレンダー）」から出力可能です。詳しくは、CCUS 運用マニュアル第 8 章 P29 をご参照ください。

[CCUS 現場運用マニュアル 第 8 章 「情報の閲覧と出力帳票について」](#)

▼令和 8 年 4 月 1 日修正

Q3－5）費用の計上の仕方について教えてください。

A3－5）

｜カードリーダー等購入費用｜

試行内容の達成状況を報告する際に、工事記録（工事現場連絡票）に購入した際の領収書を合せて添付して発注者（監督職員）に提出してください。

当該工事現場に設置するもので上限は 2 台です。カードリーダーの他、就業履歴情報の登録のための顔認証カメラや顔認証型のリーダーも対象になります。

｜現場利用料｜

CCUS の帳票 2－4 就業履歴一覧（月別カレンダー）で蓄積した就業履歴数を確認し、1 回当たり 10 円で計算していただくことで現場利用料を算出することができます。

また、CCUS から出力できる「現場利用料明細」で確認する方法もありますが、「現場利用料明細」は、当該月の翌月の第一営業日以降に出力可能な帳票となりますので留意してください。

なお、就業履歴一覧については、試行要領第 6 条の規定に基づく達成状況の確認時に用いたもので確認することも可能です。

現場利用料の確認は、CCUS から確認可能です。詳しくは CCUS 運用マニュアル第 9 章 P11 をご参照ください。

[CCUS 現場運用マニュアル 第 9 章「登録料と利用料」](#)

▼令和 8 年 4 月 1 日追加

Q3－6）単価請負契約工事においても達成状況の確認のための書類提出は必要ですか。

A3－6）

単価請負契約工事など、さいたま市建設工事成績評定を省略することとした工事においては、書類の提出は不要です。

しかしながら、CCUS の取組の趣旨に鑑み全ての技能者の履歴が蓄積されるよう努めてください。

4 その他

Q4－1）現在工事期間中の工事でも試行したいのですが。

A4－1）

現在工事期間中の工事でも試行は可能です。発注者と協議のうえ、Q1－5 を参照いただき変更施工計画書を提出してください。試行内容を全て達成できればモデル工事と同様な扱いと

します。

Q 4 - 2) 発注段階ではモデル工事ではありませんでしたが、試行できますか。

A 4 - 2)

Q 4 - 1 と同様に試行は可能です。発注者と協議のうえ、Q 1 - 5 を参照いただき施工計画書を提出してください。試行内容を全て達成できればモデル工事と同様な扱いとします。

Q 4 - 3) モデル工事を試行することによる工期の延期はできますか。

A 4 - 3)

モデル工事を試行することによる工期の延期は認められません。

▼令和 8 年 4 月 1 日追加

Q 4 - 4) 過去の工事履歴データは反映されるのでしょうか。

A 4 - 4)

令和 6 年 3 月 31 日までの経歴・職長経験年数等は、令和 11 年 3 月 31 日までに（一財）建設業振興基金に申請を行うことにより、経歴証明で評価されます。詳しくは下記 CCUS ポータルサイト「能力評価制度について」をご参照ください。

[建設市場整備：【CCUS ポータル】 能力評価制度について - 国土交通省](#)